

令和 7 年 8 月 25 日（月）

湖南市議会会議規則第 45 条第 2 項の規定により、会派制議会運営検討特別委員会の中間報告を致します。

令和 7 年 2 月 26 日の第 1 回目の会派制議会運営検討特別委員会では、発足にあたり委員長及び副委員長を選任し、その後 5 月 9 日、6 月 20 日、8 月 6 日に本議会会期中及び閉会中調査で会派制による議会運営に関する議論を行いました。

その経過では、まず、過去の検討の中においては、会派制のメリットの一つが議会運営を効率よく行うためであったことや、デメリットとして議員個人の意見が埋没してしまうことなど二面性があったことや、会派に属さない議員は議会運営委員会の委員になることができないという問題点等について確認しました。

こうした議論は約 10 年前にもありましたが、昨今は会派に属しない議員が増えているなど、当時とは背景の違いがあることもまた新たな視点で取り組むための要素であることとして共有しました。

そして、本委員会の名称からも言えることですが、単に「会派の存否を結論付けする」ために議論するのではなく、「会派制による議会運営」について前向きな検討を行うことが主たる目的であることを共通理解したうえで意見交換や調査・検討を行ってまいりました。

会議の中では、今、個別事情を排除したうえで何が最適なのかを考える必要があること、効率的な議会運営のための会派の今日的役割とはどのようなものか等々意見が出ましたが、これらの意見の根底には、「会派制による議会運営で支障となっている箇所を取り除き、改正することでより良い方向に進むことができないか」という思いを持ったものでした。

このようにして現在の会派制における議会運営で支障となっているポイントを絞り込む中では、議席、人事、代表質問、政務活動費といった項目が抽出され、相当程度のルール改正が必要になることを認識したうえで作業に取り掛かることとなり、会議の終盤では、一般選挙後の初議会前における議会運営に関することや、議会人事を司る会議体の必要性といった実際の運用を想定した意見集約を行い、続いて将来の議会運営における全体最適を念頭に置きながら細部わたる検討を行いました。

よりよい議会運営を行うにあたり、公平かつ公正なルール設定を目指して調査、検討を進めた結果、新たな会議体の創設及びこれに伴う関連条例、規則の一部改正ならびに先例・申し合わせ集の改訂の提案をするに至ったものです。

今回の委員会の議論を踏まえて、今後の議会運営が、結果として良好な市政に寄与することを祈念して委員長報告に代えさせていただきます。